



利用料金表（入所）〈基本型〉

A: 介護保険負担

1日当たりの単位

	要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室
施設サービス費	793	717	843	763	908	828	961	883	1,012	932
サービス体制加算	22		22		22		22		22	

A:介護保険負担合計にB・Cが加算されます(*下記参照)

介護給付対象外

単位:円

居住費	650	1,800	650	1,800	650	1,800	650	1,800	650	1,800
食費	1,600		1,600		1,600		1,600		1,600	
●日用品費	396~		396~		396~		396~		396~	
教養娯楽費	300		300		300		300		300	
*室料差額(個室)	---	2,530	---	2,530	---	2,530	---	2,530	---	2,530
*室料差額(2人室)	2,200	---	2,200	---	2,200	---	2,200	---	2,200	---

*A:介護保険1割負担(一定以上の所得のある方は2割~3割負担となります)

B:介護職員等処遇改善加算I(7.5%)

C:地域区分加算(1.014倍)

●日用品費は、業者委託になります。

A: 介護保険負担の加算項目(一定以上の所得のある方は2割~3割負担となります)

① 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月	60単位
② リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	1月	33単位
③ 初期加算(Ⅱ)(入所日から30日間に限る)	1日	30単位
④ 認知症ケア加算(認知専門棟のみ)	1日	76単位
⑤ 夜勤職員配置加算(認知専門棟のみ)	1日	24単位
⑥ 短期集中リハビリテーション実施加算(I)(入所日から3月以内)	1日	258単位
⑦ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)(入所日から3月以内)	1日	240単位
⑧ 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1月	110単位
⑨ 入所前後訪問指導加算I	1回	450単位

●状況に応じて、上記以外別途加算される項目があります。

詳しくは、「利用者負担説明書」に記載しています。

< その他 >

① 理美容代	1回	2,900円
* ② 洗濯代(業者委託)	1ヶ月	5,500円
* ③ 電気代(1器具)	1日	55円 より
* ④ 各種診断書・証明書代		1,100円 より
* ⑤ インフルエンザ予防接種		実費
* ⑥ 写真代		実費

☆ *印の項目は消費税込みの総額表示になっています。

☆ おむつ代は施設サービスに含まれますので、個人負担はありません。

介護老人保健施設 ケアパーク江南

TEL 048-536-8880

2024.6.1 改定



利用者負担説明書

1. 介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険(及び介護予防)の給付にかかる**通常1割**(一定以上の所得のある方は負担割合が**2割～3割**の方もいます)の**自己負担分**と保険給付対象外の費用(居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な室料、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、クラブ等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等)を**利用料**としてお支払いいただく2種類があります。
2. 介護保険(及び介護予防)の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス(入所、短期入所療養介護〔介護予防短期入所療養介護〕、通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕)ごとに異なります。
3. **利用者負担は全国統一料金ではありません**。介護保険(介護予防)給付の自己負担額は、施設の所在する地域(地域加算)や配置している職員の数、また、認知症専門の施設(認知症専門棟加算)で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。
4. 介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅において種々のサービスを受ける居宅サービス(及び介護予防サービス)がありますが、それぞれ利用方法が異なります。
5. 施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、**短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)**は、**居宅サービス**であり、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス(介護予防サービス)計画(ケアプラン)を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス(介護予防サービス)計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス(介護予防サービス)計画に記載されているか、いないかをご確認ください。
6. 各サービス計画は、居宅介護支援事業所(介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕)に作成依頼することもできます。
7. ご不明な点、また詳細については、担当の支援相談員にお尋ね下さい。



利用者負担 < 入所 >

1 保険給付の自己負担額

施設サービス費 <基本型>

(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度、また個室利用によって利用料が異なります。また、すべての単位数に地域区分加算1.014が加算されます。)

	多床室(2人室・4人室)	個室
・要介護1	793単位/日	717単位/日
・要介護2	843単位/日	763単位/日
・要介護3	908単位/日	828単位/日
・要介護4	961単位/日	883単位/日
・要介護5	1,012単位/日	932単位/日

*初期加算(Ⅱ) 1日 30単位

入所した日から起算して30日以内の期間に加算されます。

*外泊加算 1日 362単位

入所者が外泊する場合には、上記施設サービス費に代えて、1月に6日を限度とし算定されます。ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いにはなりません。

*短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) 1日 258単位

理学療法士等が、入所日から起算して3月以内に集中的に行ったりハビリテーションに加算します。

*認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) 1日 240単位

リハビリにより生活機能の改善が見込まれると判断された認知症の方に、理学療法士等が、入所日から3月以内に限り1週に3日を限度として集中的なりハビリテーションを個別に行った場合に加算します。

また、入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等の訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成いたします。

*認知症ケア加算 1日 76単位

認知症専門棟に入所される方に加算されます。

*夜勤職員配置加算 1日 24単位

夜勤を行う職員の配置が勤務条件に関する基準を満たしていることへの加算です

*若年性認知症入所者受入加算 1日 120単位

若年性認知症入所者に対してサービスを行った場合に加算します。

*ターミナルケア加算

死亡日以前31日～45日 1日 72単位

死亡日以前4日～30日 1日 160単位

死亡日前日及び前々日 1日 910単位

死亡日 1,900単位

医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、本人又はその家族等の同意を得て、ターミナルケア計画に基づきターミナルケアを行った場合に加算されます。



- * 退所時栄養情報連携加算 1回 70単位
厚生労働省が定める等別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対して管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供した場合に加算します。
- * 入所前後訪問指導加算(Ⅰ) 450単位
入所期間が1月を超えると見込まれる利用者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定します。
- * 入所前後訪問指導加算(Ⅱ) 480単位
入所期間が1月を超えると見込まれる利用者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定および診療方針を決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に算定します。
- * 退所時等支援を行った場合は、下記の料金が加算されます。
- ① 試行的退所時指導加算 400単位
退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させ、退所後の療養上の指導を行った場合
- ② 退所時情報提供加算(Ⅰ) 500単位
入所期間が1ヶ月を超える入所者が居宅に退所した場合、退所後の主治医に対して診療情報を心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定します。
- ③ 退所時情報提供加算(Ⅱ) 250単位
入所期間が1ヶ月を超える入所者が医療機関へ退所した場合、入所者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定します。
- ④ 入退所前連携加算(Ⅰ) 600単位
入所予定日前30日以内または入所後30日以内に入所者が退所後に希望する居宅介護支援事業者と連携し入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること。また、退所に先立って、入所者の診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、当該居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に加算します。
- ⑤ 入退所前連携加算(Ⅱ) 400単位
入所期間が1月を超え、入所者が退所し居宅サービス等を利用する場合、入所者の同意を得て、入所者の診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、当該居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に加算します。
- * 協力医療機関連携加算 1月 50単位(令和7年度～)
協力医療機関との実効性のある連携体制を構築し、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的開催していることへの加算になります。
- その他 1月 5単位(令和7年度～)
- * 経口維持加算(Ⅰ) 1月 400単位
経口より食事を摂取している方で、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる場合に加算します。6月の算定限度を超えても、継続して誤嚥防止のための食事摂取管理が必要とされ



た場合は、引き続き加算されます。

- * 口腔衛生管理加算(Ⅱ) 1月 110単位
入所者の口腔の健康の保持を図る観点から計画的に歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的な助言及び指導に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用していることに加算します。
- * 療養食加算 1回 6単位
管理栄養士の管理により、入所者の年齢、心身の状況に応じて適切な栄養量と内容の療養食を提供する場合に加算します。
- * かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ 1回 140単位
入所前の主治医と連携し、薬剤を評価・調整した場合
①医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講していること
②入所後1ヶ月以内に入所者の処方の内容を変更する可能性があることを主治医に説明し、同意を得ていること
③入所前に当該入所者に6種類以上の内服薬が処方されており、施設医師と主治医が共同し総合的な評価および調整を行うこと
④当該入所者の処方内容に変更があった場合、関係職種間で情報共有を行い、多職種で確認を行うこと。
⑤当該入所者が、退所時または退所後1月以内に主治医に情報提供を行うこと。
- * かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ 1回 70単位
入所前の主治医と連携せず、上記加算(Ⅰ)イの要件①、④、⑤の適合した場合
- * かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ) 1回 240単位
上記(Ⅰ)イ又はロを算定し、服薬情報をLIFEに提出していること
- * かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ) 1回 100単位
上記加算(Ⅱ)を算定し、退所時に入所時と比べて1種類以上減薬していること
- * 緊急時治療管理 1日 518単位
入所者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行なった場合に1月に3日を限度として加算します。
- * 所定疾患施設療養費(Ⅰ) 1日 239単位
厚生労働大臣が定める入所者(肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪)に対して、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに1月に1回、連続する7日を限度として加算します。
- * 所定疾患施設療養費(Ⅱ) 1日 480単位
上記(Ⅰ)に加え、施設医師が感染症対策に関する研修を受講している場合に加算します。
- * 認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日 200単位
医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅生活が困難であり、緊急入所が適当であると判断した者に対し、入所した日から7日を限度とし加算する。
- * リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ) 1月 33単位
医師、理学療法士等が共同し、リハビリテーション実施計画書を入所者又はその家族に説明し、継続的にリハビリテーションの質の管理をしていること。
また、その内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用していることに加算します。



- *褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 1月 3単位
入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて多職種によって褥瘡ケア計画を作成し、3ヵ月に一回、評価の見直しをしていること。また、その結果を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用していることに加算にします。
- *褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 1月 13単位
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たし、当該褥瘡が治癒したこと、または褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について褥瘡の発生がないことに加算します。
- *排せつ支援加算(Ⅰ) 1月 10単位
排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて医師又は、医師と連携した看護師が入所時に評価をし、それに基づく支援計画を作成し、少なくとも3月に1回の評価を見直し、厚生労働省に提出していることに加算します。

- *排せつ支援加算(Ⅱ) 1月 15単位
排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たし、入所時等と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善し、いづれにも悪化がない、またはおむつ使用ありから使用なしに改善していることに加算します。
- *排せつ支援加算(Ⅲ) 1月 20単位
排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たし、入所時等と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善し、いづれにも悪化がない。また利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について尿道カテーテルが抜去され、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していることに加算します。
- *自立支援促進加算 1月 300単位
入所者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきり防止等の観点から、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していることへの加算。医師の関与の下、医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、その情報を活用していること。
- *科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 1月 60単位
利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報及び疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出していることへの体制加算です。
- *新興感染症等施設療養費 1回 240単位
入所者等が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスをした場合に1月に連続する5日を限度として算定します。
- *生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 1月 10単位
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的で開催し、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動をおこなっていることへの加算です。
- *サービス提供体制強化加算Ⅰ 1日 22単位
当施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の資格者の占める割合が80%以上、または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上であることの体制加算です。



*介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

介護職員に対して、厚生労働大臣が定める基準に適合した賃金の改善等を実地していることへの加算です。介護サービス単位数の合計に7.5%加算されます。

2 利用料 < 入所 >

① 食費 *

・1日 1,600円

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② 居住費(療養室の利用費)(1日当たり) *

・個室 1,800円

・多床室(2人室・4人室) 650円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

*上記①「食費」及び②「居住費」において、「国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額」が変更になります。

③ 入所者が選定する特別な室料/1日(認知症専門棟は除きます。)

個室をご利用の場合 2,530円

多床室(2人室)をご利用の場合 2,200円

なお、個室・2人室をご利用の場合、外泊時にも室料をいただくこととなります。

④ 日用品費(入所セット)/1日

Aセット 396円

バスタオル・フェイスタオル等のほかにアメニティグッズを業者委託にて提供します。

Bセット 616円

ご希望のある方は、Aセットに追加して衣類を業者委託にて提供します。

オプションプラン(業者委託)

ご希望のある方は、AセットまたはBセットに追加することができます。

肌着セット 77円

靴下セット 44円

ジャケットセット 55円

⑤ 教養娯楽費/1日 300円

クラブ活動やレクリエーションのために施設で調達し、提供する材料費としてお支払いいただきます。

⑥ 理美容代/1回 2,900円

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

⑦ 私物の洗濯代(業者委託)/1ヶ月 5,500円

私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

⑧ 私物洗濯代(業者委託)/1日 180円

私物の洗濯を月途中で開始または終了した場合にお支払いいただきます。

⑧ 電気代/1日(1器具につき) 55円

テレビ・ラジオ・電気毛布・電気アンカ等を使用する場合にお支払いいただきます。



- ⑨ 各種診断書・証明書代 1,100円～
特養診断書等の文書の発行に係る代金です。診断書・証明書の内容によって金額が異なります。
- ⑩ インフルエンザ予防接種代/1回 実費
インフルエンザ予防接種に係る費用でインフルエンザ予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。
- ⑪ 写真代 実費
写真を希望した場合にお支払いいただきます。
- ⑫ その他の費用
利用者の依頼により私物を施設で立て替えて購入した場合にお支払いいただきます。
- ※ ③、④、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫は消費税込みの総額表示となっています。



《 資料 1 》

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。
 - 【利用者負担第1段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
 - 【利用者負担第2段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方
 - 【利用者負担第3段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方
（課税年金収入額が80万円超266万円未満の方など）
- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

	食費	利用する療養室のタイプ		
		ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	300	820	490	0
利用者負担第2段階	390			370
利用者負担第3段階	650	1,640	1,310	